

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・穎田町合併協議会	設置年月日	平成16年12月13日
構成市町村名	飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町	廃止年月日	平成18年3月25日
事務局所在地	〒820-8605 穂波町大字忠隈523 (穂波町役場内)	事務局の連絡先	T E L 0948-21-6514 F A X 0948-22-6321
ホームページアドレス	http://www.ihcsc.com	Eメールアドレス	info@ihcsc.com
会長名	江頭 貞元 (飯塚市長)	事務局長名	坂口 憲治 (飯塚市合併対策本部長)
合併協議会設置までの経過	平16.12 1市4町の各議会で合併協議会設置議案を可決。同月13日に法定協議会設置。		

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成16年12月から平成18年3月までの間に13回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	総括調整委員会、議会運営等に関する調整委員会		
主な合併協 定項目（市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項）の協議 状況	合併の方式	○飯塚市、嘉穂郡穂波町、同郡筑穂町、同郡庄内町及び同郡穎田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	
	合併の期日	○合併の期日は、平成18年3月26日とする。	
	市町村の名称	○新市の名称は、「飯塚市」とする。	
	事務所の位置	○新市の事務所の位置は、当分の間、飯塚市役所とする。 ○旧市町には総合支所を置く。 ○新庁舎建設位置は穂波町地内とする。	
	財産の取扱い	○公有財産、物品及び債権については、すべて新市に引き継ぐ。 ○基金については、すべて新市に引き継ぐ。 ○管理基金等同一基金のなかでも分別管理する必要があるものについては、従前のおり分別管理を行うものとする。 ○債務については、すべて新市に引き継ぐ。 ○歴史的経緯又は旧来の慣行により、地域又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐものとする。	
	議員定数・任期	○議会議員は、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。 ○在任特例適用後の議会議員の定数については、34人とする。 ○最初の一般選挙における選挙は旧市町を区分とする。選挙区の定数は人口割りとし、次のとおりとする。 飯塚市19人、穂波町7人、筑穂町3人、庄内町3人、穎田町2人	
農業委員会委員定数・任期	(農業委員会の設置数) ○新市に一つの農業委員会を置く。 (委員の構成) ○新市設置の日において選挙による委員の定数は、合併特例法第8条第1項の規定を適用(上限80人)、現選挙委員数の70人とする。また、新市になって最初に行われる一般選挙の委員定数については、上限の30人とし条例で定める。選任委員による委員の定数は、農業協同組合・農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人、議会推薦委員については4名以内とする。 (委員の任期) ○合併特例法第8条第1項の規定を適用した選挙による委員の任期は、新市設置の日から1年とする。 (選挙区の設置) ○選挙区は当分の間、第1選挙区(飯塚市・庄内町・穎田町)、第2選挙区(穂波町・筑穂町)の2選挙区とし、その後調整する。 (選挙区の定数) ○第1選挙区(15人)、第2選挙区(15人)とする。 (部会の設置) ○部会の設置については、新市農業委員会において設置の協議を行う。		
地方税の取扱い	○個人市民税については、現行のおりとする。普通徴収の納期については、4期とする。 ○法人市民税の法人税割の税率については、資本金1億円以下の法人は標準税率(12.3%)、資本金1億円超の法人は制限税率(14.7%) (以下、「新市の税率」という。)とする。ただし、合併の日において新市の税率を下回る団体に所在する法人については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年間は現行のおりとする。 ○固定資産税については、現行のおりとする。納期については、4期とする。 ○特別土地保有税については、地方税法の改正が行われたことから、課税を停止し、新たな課税は行わない。 ○軽自動車税については、現行のおりとする。納期については、5月中とする。 ○たばこ税については、現行のおりとする。 ○入湯税については、現行のおりとする。 ○納税貯蓄組合制度については、廃止する。 ○鉱産税については、現行のおりとする。 税の申告 ○申告巡回受付等については、合併までに調整する。		

主な合併協定項目（市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項）の協議状況	事務組織・機構	<p>○新市における当初の組織・機構については、総合支所方式を基本とし、次の方針を定めて調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市移行後も、住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織・機構とする。 2 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構とする。 3 簡素で効率的な組織・機構とする。 4 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。 5 指揮命令系統が明確な組織・機構とする。 6 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。
	町名・字名の取扱い	<p>○飯塚市、嘉穂郡穂波町、同郡筑穂町、同郡庄内町及び同郡頼田町の町、字の区域は従前のおりとする。</p> <p>○新市名の後に大字名を続け、「大字」を削除する。ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に町名を付ける。</p> <p>○地番の表示については、番地と数値の間の「の」を表示しない。</p> <p>○住居表示については、現行のおりとする。</p>
	その他（地域審議会）	
市町村建設計画の概要（計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等）	<p>計画期間：新市となった後の10年間</p> <p>将来像：</p> <p>（1）都市目標像： 人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつつきたいまち －産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして－</p> <p>（2）基本理念：</p> <p>○活力とuringおいのあるまち ○きれいな水と緑のあるまち ○やさしさと豊かな心が育つまち ○市民と行政が協働で創るまち</p> <p>基本方針：</p> <p>（1）魅力と夢を創る活力ある産業のまちづくり（産業の振興） （2）交流を生み出す安全・安心のまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備） （3）自然と人が織りなす快適環境のまちづくり（環境の保全と活用） （4）ふれあいとやさしさが支える健やかなまちづくり（保健・医療・福祉の充実） （5）豊かな心を磨き、未来を開くまちづくり（教育・文化の充実） （6）個性ある市民主役の協働のまちづくり（住民参画・人権の尊重・男女共同参画の推進） （7）効率的な行財政基盤をもつまちづくり（行財政改革の取り組み）</p> <p>県事業：新市の施策と連携しながら、新市のまちづくりを積極的に支援する。</p> <p>○道路網の整備 ○河川・砂防・急傾斜地等の整備 ○農業農村整備事業 ○学術研究都市づくり ○林道の整備 ○県営住宅の整備</p>	

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、嘉飯山2市8町合併任意協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成17年3月8日指定
県職員の参画状況	合併協議会顧問として、地方課合併支援室企画主幹及び地域振興課課長補佐を派遣

国の財政支援措置		単位：億円	合併手続	
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	494.0	年 月 日	手続内容等
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	469.3	平成17年1月19日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	328.5	—	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	27.4	平成17年3月2日	合併調印式
	起債充当額（標準基金規模の95%）	26.0	平成17年3月7日	市町村議会最終議決
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	18.2	平成17年3月8日	廃置分合申請
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	13.7	平成17年3月8日	市制施行協議（県→国）
	特別交付税措置	9.3	平成17年3月10日	協議回答（国→県）
	合併市町村補助金	未定	平成17年3月10日	県議会に議案提案
福岡県の財政支援措置		単位：億円	平成17年3月28日	県議会議決
福岡縣市町村合併推進特例交付金	基本額	8.0	平成17年3月28日	県知事決定処分
	増加人口加算	3.0	平成17年4月28日	総務大臣告示

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	江頭 貞元（前飯塚市長）任期：平18.3.26～平18.4.22
新市市長	齊藤 守史 任期：平18.4.23～平22.4.22

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平17.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積(平成 17.10.1) km ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
飯塚市	83,131	83,411	80,651	79,727	19.5	71.80	402052	III-5
穂波町	26,704	26,874	26,528	26,251	20.7	25.23	404268	VI-4
筑穂町	11,360	11,428	11,294	11,245	22.4	74.81	404250	III-4
庄内町	10,853	11,290	11,087	10,480	19.2	25.69	404276	III-4
穎田町	7,615	7,460	7,141	6,899	22.5	16.60	404284	II-4
計	139,663	140,463	136,701	134,602	20	214.13		

(2) 産業別就業人口(平成12年国勢調査)

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率(%)	(人)	率(%)	(人)	率(%)	
飯塚市	627	1.8	9,064	25.4	25,851	72.4	35,687
穂波町	346	2.9	3,397	28.6	8,125	68.3	11,888
筑穂町	391	7.7	1,396	27.4	3,309	64.9	5,101
庄内町	219	4.6	1,325	27.7	3,238	67.6	4,789
穎田町	140	4.6	1,085	35.4	1,840	60.0	3,065
計	1,723	3	16,267	27	42,363	70	60,530

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長	市町村議会議員		職員数(平17.4.1)		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計
飯塚市	平18.4.13	平20.3.31	25	535	98	633
穂波町	平18.7.30	平19.4.30	20	202	15	217
筑穂町	平18.11.8	平19.10.23	16	131	8	139
庄内町	平18.8.20	平19.4.30	16	104	11	115
穎田町	平19.4.26	平19.4.30	14	100	67	167
計			91	1072	199	1271

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平16決算	経常収支比率 平16決算	財政力指数 (平14~16)	公債費負担 比率平16決 算	起債制限比 率(3か年平均)	積立金現在高 平16決算 財調等 特定目的		土地開発公 社土地保有 高平16決算	ラスパイレ ス指数 (平17.4.1)
	(百万円)	(%)		(%)	(%)	(百万円)		(百万円)	
飯塚市	16,104	94.2	0.54	20.1	11.5	3,381	4,067	2,403	99.3
穂波町	4,791	100.7	0.52	12.4	8.4	955	528	5	100.8
筑穂町	2,679	109.1	0.35	16.2	7.4	1,224	242	397	97.8
庄内町	2,400	105.9	0.46	19.9	14.0	641	1,365		97.7
穎田町	1,688	105.7	0.33	10.8	9.6	539	679	48	94.4

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	公平委員会	老人ホーム	
飯塚市	(市単独)	(市単独)	(市単独)	飯塚地区消 防組合	(市単独)	飯塚広域市 町村圏事務 組合	(市単独)	(市単独)	飯塚広域市 町村圏事務 組合が飯塚 市に事務委 託	
穂波町	穂波町ほか 2ヵ町衛生施 設組合	穂波町ほか 2ヵ町衛生施 設組合	穂波町ほか 2ヵ町衛生施 設組合		福岡県介護 保険広域連 合		福岡県市町村職 員退職手当組 合	(町単独)		嘉穂郡町公 平委員会 (機関の共 同設置)
筑穂町										
庄内町	稲築町ほか3 ヵ町衛生施設 組合	稲築町ほか 3ヵ町衛生 施設組合	共同利用 (飯塚斎場)							
穎田町			共同利用 (飯塚斎場)					(町単独)		

市町村名	公務災害補償
飯塚市	(市単独)
穂波町	福岡県市町村 消防団員等公 務災害補償組 合
筑穂町	
庄内町	
穎田町	

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	公共下水道	宅造	工業用水	市場	駐車場	農業集落排水	介護サービス	病院
飯塚市	○	○	○	○	○	○			
穂波町	○								
筑穂町	○						○	○	
庄内町	○								
穎田町	○								○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	合同都市計画	過疎地域	辺地地域	産炭激変緩和措置対象地域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域	伝統的工芸品指定地域
飯塚市	用途指定	飯塚			指定	農工制度対象	誘導	○	
穂波町	用途指定	飯塚	経過措置		指定	農工制度対象	特別誘導	○	○
筑穂町			○	○	指定・告示	農工制度対象	特別誘導	○	○
庄内町	用途指定	飯塚	経過措置		指定・告示	農工制度対象	特別誘導	○	
穎田町	都計区域	飯塚			指定・告示	農工制度対象	特別誘導	○	

市町村名	雇用機会増大促進地域	高度技能活用雇用安定地域	特定農山村	経済特区	県立公園
飯塚市	○	○		○	○
穂波町	○				
筑穂町	○		一部		○
庄内町	○				
穎田町	○				

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	公共下水道	総合農協(現行)
飯塚市	遠賀流域ゾーンの一部	合併パターンA内	飯塚広域市町村圏	飯塚地区保健医療圏	飯塚地区保健福祉圏域	嘉飯山ブロック	単独公共	福岡嘉穂
穂波町								
筑穂町								
庄内町								
穎田町								

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
飯塚市	飯塚警察署	飯塚県税事務所	※嘉穂保健所	(市単独)	飯塚農林事務所	飯塚地域農業改良普及センター	筑豊家畜保健衛生所	飯塚土木事務所	飯塚市(2)
穂波町									
筑穂町									
庄内町									
穎田町				嘉穂郡・山田市(3)					

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
飯塚市	飯塚支局	飯塚労働基準監督署	飯塚公共職業安定所	直方社会保険事務所	飯塚税務署	0948	8区
穂波町							
筑穂町							
庄内町							
穎田町							